

♥ 家庭動物についてのご相談先一覧

北保健センター：☎432-1467	上京保健センター：☎432-3221
左京保健センター：☎702-1256	中京保健センター：☎812-2633
東山保健センター：☎561-9176	山科保健センター：☎592-3489
下京保健センター：☎371-7298	南保健センター：☎681-3578
右京保健センター：☎861-2187	西京保健センター：☎392-5690
伏見保健センター：☎611-1164	家庭動物相談所：☎671-0336

<受付時間>平日：午前8時30分～午後5時

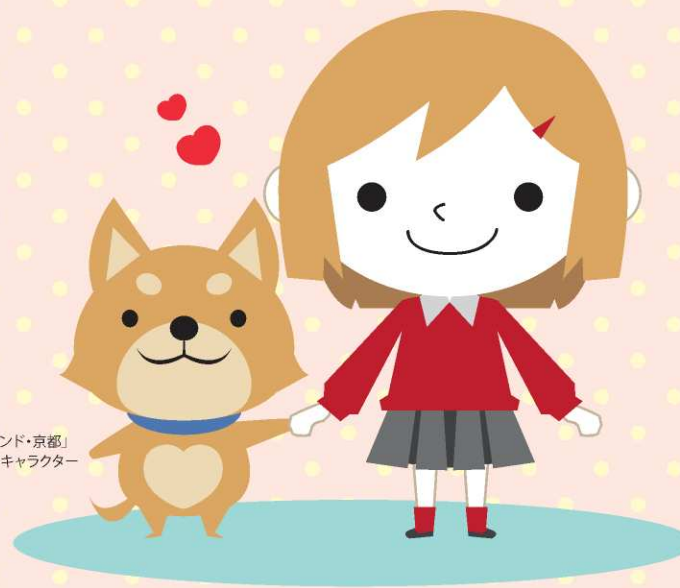


家庭動物相談所では、
新しく犬を飼いたい方に犬の譲渡を行っています。
また、ペットの健康相談も受け付けておりますので、
お気軽にご相談ください。

Manual how to shepherd dog.
犬の飼い方マニュアル

犬は適切に
♥
飼いましょう

動物は大切な家族の一員です。
最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。



「動物愛ランド・京都」
マスコットキャラクター



♥ 動物の「命」を大切にしましょう！

動物を飼う場合は、最後まで責任を持って飼うことが原則です。まず、飼い始める前によく考えましょう。

不幸な犬を増やさないために、愛犬には避妊・去勢手術を受けさせましょう。京都市では避妊・去勢手術の助成制度があります。

なお、動物を捨てたり虐待したりすると、「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられます。(虐待・遺棄は100万円以下の罰金)



♥ 登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

「狂犬病予防法」により、生後91日以上の子犬は生涯一回の登録と毎年一回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。

まだお済みでなければ、お近くの動物病院で予防注射を受け、保健センターで手続きを行ってください。

なお、(公社)京都市獣医師会会員の動物病院では、登録鑑札と注射済票の交付もあわせて行っています。

また、登録や狂犬病予防注射が未実施である飼い主さんには狂犬病予防法に基づき、罰則(20万円以下の罰金)が科せられる場合もあります。



♥ 愛犬がご近所に迷惑をかけていませんか？

保健センター及び家庭動物相談所には、犬の放し飼い、鳴き声、ふんなどに関する苦情が多数寄せられています。

人と動物が気持ちよく一緒に暮らせるように、飼い主の方はより一層の努力をお願いします。

放し飼いはいけません

京都府の「動物の飼養管理と愛護に関する条例」により、犬はつないで飼うことが義務づけられています。放し飼いは、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、犬が交通事故に遭う原因にもなり、たいへん危険です。散歩をする時も引綱等をつけて、犬を制御できる者が行いましょう。

まちを美しくしましょう

ふん・尿の後始末は飼い主の責任です。ふん・尿はできる限り自宅でさせるようにしましょう。散歩時には必ずスコップ、ビニール袋等を携帯し、フンは持ち帰って処理しましょう。



しつけと世話をきちんとしましょう

犬は基本的なしつけが必要です。ムダぼえ等で周囲に迷惑をかけないように、きちんとしつけましょう。

また、犬の毛が飛散しないように手入れを行い、悪臭が発生しないよう清潔に保ちましょう。

なお、災害等の避難等に備え、しつけておきましょう。



人を咬んでしまったら 保健センターに届けましょう

もし、愛犬が人を咬んだときは、飼い主はすぐに保健センターへ届け出てください。

♥ 愛犬と正しく付き合っていますか？

かわいくて健康に見える動物でも、人に感染する病原体を持っていることがあるということをご存じですか？

安心して一緒に暮らすためにきちんと動物を管理し、過剰なふれあいは避け、動物やそのフン等に触れた後は手指等を十分に洗いましょう。



♥ 家庭動物についてのご相談先一覧

北保健センター：☎432-1467	上京保健センター：☎432-3221
左京保健センター：☎702-1256	中京保健センター：☎812-2633
東山保健センター：☎561-9176	山科保健センター：☎592-3489
下京保健センター：☎371-7298	南保健センター：☎681-3578
右京保健センター：☎861-2187	西京保健センター：☎392-5690
伏見保健センター：☎611-1164	家庭動物相談所：☎671-0336

<受付時間>平日：午前8時30分～午後5時



家庭動物相談所では、
新しく猫を飼いたい方に猫の譲渡を行っております。
また、ペットの健康相談も受け付けておりますので、
お気軽にご相談ください。

Manual how to shepherd cat.
猫の飼い方マニュアル

猫は適切に
♥
飼いましょう

動物は大切な家族の一員です。
最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。



「動物愛ランド・京都」
マスコットキャラクター



♥ 動物の「命」を大切にしましょう！

動物を飼う場合は、最後まで責任を持って飼うことが原則です。まず、飼い始める前によく考えましょう。

不幸な猫を増やさないために、愛猫には避妊・去勢手術を受けさせましょう。京都市では避妊・去勢手術の助成制度があります。

なお、動物を捨てたり虐待したりすると、「動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられます。(虐待・遺棄は100万円以下の罰金)



♥ のらねこを「まねこ」に

京都市では、のらねこ対策の一環として「まねこ活動支援事業」を平成22年度から実施しております。

この事業は地域で適正に管理されたのらねこについて京都市が(公社)京都市獣医師会の協力のもと、無償で避妊・去勢手術を行うというものです。

これにより、
・のらねこの鳴き声、ふん尿の臭気軽減 } などの効果があります。
・のらねこの繁殖抑制

「のらねこで迷惑している」「かわいそうな猫を助けたい」。そんなみなさんの思いを解決するため、人と猫が共生できる社会を目指します。

※詳細については、保健センター衛生課へご相談ください。

♥ 愛猫と正しくつきあっていますか？

かわいく健康に見える動物でも、人に感染する病原体を持っていることがあるということをご存じですか？

安心して一緒に暮らすためにきちんと動物を管理し、過剰なふれあいは避け、動物やそのフン等に触れた後は手指等を十分に洗いましょう。



♥ あなたの愛猫は迷惑をかけていませんか？

鳴き声がうるさい、庭をふんで汚される、植木を傷つけられる等、猫に関する苦情が多数寄せられています。これらは、飼い主の責任ある飼養と周囲への気配りで改善できるものです。

猫の習性等をよく理解し、愛情と責任を持って正しく飼養しましょう。

♥ 飼い主としての心得

長生きのためにも室内で飼いましょう

交通事故、猫同士の喧嘩による大けが、病気の感染等、屋外には猫にとって危険なことがたくさんあります。

大切な愛猫を守るため、またご近所に迷惑をかけるためにも、屋内で飼養するようにしましょう。



手入れとしつけ

①体の手入れ

猫はきれい好きな動物で、舌を器用に使い自分の体をきれいにします。しかし、たくさんの毛を飲み込んで消化管内に毛玉がたまってしまふことがありますので、特に長毛の猫にはブラシがけをしてあげるようにしましょう。



②爪とぎ

猫には爪をとぐ習性があります。市販の爪とぎ器等で数回経験させれば、柱・家具等を傷つけることは少なくなります。



③トイレ

食事後など排泄の素振りを見せた時に、決められた場所に連れていき何回か経験させると、自分から進んでその場所で排泄するようになります。

決められた場所で排泄するようしつけましょう。



④避妊・去勢手術

発情期の猫は、群がって喧嘩をしたり特徴的な声で鳴いたりします。子猫を望まない場合は、避妊・去勢手術を受けさせましょう。手術により不幸な猫を増やさないばかりか、大変飼いやすくなります。

なお、京都市では避妊・去勢手術の助成制度があります。

⑤名札等の装着

もし迷子になってもすぐに飼い主がわかるよう、また、責任を持って飼うためにも、猫にはマイクロチップや飼い主の連絡先等を書いた名札等をつけるようにしましょう。



犬への愛情

マナーとともに

犬は、共に生活することで癒しを与えてくれる動物です。一方で、飼い主の知識不足で、近隣の方に迷惑をかけ、ご近所の方とのトラブルに発展してしまう場合もあります。犬は家族の一員です。愛情と責任を持って最後まで飼いましょう。



散歩の時にした糞尿は必ず片付けましょう。



犬は必ず引き綱等でつないで飼いましょう。

咬みぐせがある、無駄吠えをするような犬については、獣医師や専門家に相談して適切なしつけをしましょう。



京都市でも「犬のしつけ方教室」を実施しております

動物アレルギーの方にも配慮を

近隣にお住まいの方には、動物アレルギーの方もおられる可能性がありますので、飼育場所は常に清潔にしましょう。

もし子犬を望まないなら、避妊・去勢手術を受けさせましょう。

京都市は犬・猫の避妊・去勢手術費用の助成を行っています。裏面の(公社)京都市獣医師会会員の動物病院へご相談ください。

犬鑑札と注射済票は犬の首輪等に必ず着けましょう。



飼い犬が人を咬んだときは、すぐに保健センターへ届け出てください。



犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

犬には生涯に1回の登録と1年に1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。これらを行わない場合、狂犬病予防法に基づき罰せられることがあります。狂犬病予防注射については動物病院へご相談ください。

犬・猫についてのご相談は各保健センター又は家庭動物相談所へ

北保健センター ☎432-1475
上京保健センター ☎432-3221
左京保健センター ☎702-1268

中京保健センター ☎812-2633
東山保健センター ☎561-9176
山科保健センター ☎592-3489

下京保健センター ☎371-7298
南保健センター ☎681-3578
右京保健センター ☎861-2187

西京保健センター ☎392-5690
伏見保健センター ☎611-1164
家庭動物相談所 ☎671-0336



公益社団法人京都市獣医師会会員の動物病院 (平成24年12月1日現在)

動物病院名	住 所	電話番号
一ノ橋獣医科病院	北区大將軍東鷹司町117	461-5445
植木獣医科病院	北区平野桜木町4-3	464-1166
かもがわ動物クリニック	北区小山西花池町30-1 シルクシティ花・紫明1F	468-1428
さくら動物病院	北区上賀茂豊田町9	722-0201
芝動物病院	北区西賀茂北山ノ森町57	492-6110
嶋田獣医科医院	北区小山上総町20	492-3925
谷獣医科医院	北区大宮南林町2	491-4747
椽村動物病院	北区紫竹上堀川町9-7	491-2665
みそのばし動物病院	北区大宮北山ノ前町44-3	495-6145
三宅獣医科医院	北区上賀茂桜井町35	721-1102
紫野犬猫病院	北区紫野大徳寺町21-3	492-0001
余動物病院	北区紫竹桃ノ本町21	495-2011
あおき動物医院	上京区智慧光院通竹屋町下る主税町828	801-7256
アルバ動物病院	上京区東上善寺町180-1	432-9696
カイ動物病院	上京区寺之内堅町695 プリオール24堀川紫明1F	406-0064
オーク動物病院	左京区岩倉南桑原町14	703-7600
かく動物病院	左京区岩倉三宅町358	741-8099
笠井獣医科医院	左京区浄土寺真如町134	771-5748
桑原犬猫医院	左京区高野泉町11-109	721-2088
さわべ動物病院	左京区上高野薩田町1-8	723-0002
セナ動物病院	左京区下鴨松ノ木町52-1 みやとくビル1F	712-7757
とよだ動物病院	左京区下鴨高木町3	723-5055
ドリトル動物病院	左京区北白川大堂町57	702-0011
はたえた動物病院	左京区岩倉橋枝町680 古村マンション3・4号	781-3155
はっとり動物病院	左京区岡崎徳成町10-11	752-3400
林屋動物診療室 北山	左京区松ヶ崎雲路町8-9 Delizia北山1F	708-1511
ひとみ動物病院	左京区吉田上阿達町37-7	761-0122
ふなみ動物病院	左京区岩倉中町174-1	721-0543
山田獣医科病院	左京区修学院中林町32	781-5489
和田獣医科病院	左京区一乗寺樋ノ口町59-1	711-1326
アルマジロ動物病院	中京区西ノ京樋ノ口町119 西ノ京ビル1F	821-0680
おいけ動物病院	中京区河原町通二条下る一之船入町537-29	211-0667
堀川ペットクリニック	中京区堀川通錦小路西入る吉野町834	813-5733
さとう動物病院	東山区今熊野榎ノ森町11	531-9666
向坂犬猫病院	東山区東山安井月見町18	561-3639
岩田動物病院	山科区勤修寺福岡町220	594-1214
オリーブ動物病院	山科区四ノ宮神田町12-5	501-2139
たかはし動物病院	山科区小野鐘付田町105	571-2229
瀧澤動物病院	山科区音羽山等町7	593-2128
みささぎ動物病院	山科区御陵原西町1 シュシュパルク山陵1F	594-2292
山科家畜診療所	山科区大宅大明町17-5	581-2526
京都中央動物病院	下京区五条通柿本町582-3	821-1020
吉田動物病院	下京区夷馬場町35	371-5602
アーク動物病院	南区吉祥院宮ノ西町11 アヤハディオ吉祥院八条店2F	325-1313
オオジ動物病院	南区久世中久世町3丁目30	922-7504
みるく動物病院	南区吉祥院車道町48	693-3822
三輪獣医科	南区東九条南河辺町64	691-6993
めぐむ動物病院	南区吉祥院中原里北町49	313-4655
ゆう動物病院	南区西九条東島町58-103	681-5300
あかまつ犬猫病院	右京区西院追分町25-1-129 イオンモール京都ハナ1F	314-9855
石堂動物病院	右京区嵯峨新宮町53	864-0318
右京動物病院	右京区鳴滝中道町2-13	464-5255
梅津動物病院	右京区梅津西浦町26-4	863-2111
桑原犬猫病院	右京区常盤段ノ上町2-14	881-2000
ステップ動物病院	右京区梅津堤下町62	862-0122
チカコアニマルクリニック	右京区花園木辻北町8	466-1200
寺中家畜病院	右京区西院矢掛町13-2	311-3175
天神川どうぶつ病院	右京区太秦森ノ東町30-3	871-1222
西京極どうぶつ病院	右京区西京極西大丸町43	325-3311
本郷獣医科病院	右京区嵯峨野千代ノ道町44	872-8764
吉田ペットクリニック	右京区太秦椋ノ本町5-7	881-3588
桂坂どうぶつ病院	西京区御陵大枝山町4丁目32-2 タウンプラザ桂坂2F	335-3080
串田動物病院	西京区桂徳大寺南町11	381-3035
ダクダク動物病院・京都病院	西京区御陵塚ノ越町20-9	382-1144
中村動物病院	西京区上桂前田町20	391-7153
ノナミ獣医科	西京区山田車塚町15-60	381-8852
林屋動物診療室 洛西	西京区大枝東長町1-418 ヴィラステージ豊田2F	335-2801
マック動物病院	西京区川島野田町27-3	392-4866
吉田獣医科病院	西京区嵐山風呂ノ橋町7-1	882-2667
洛西動物病院	西京区大枝南福西町2丁目6-1	332-3322
アトラス動物クリニック	伏見区烏羽町700-11	623-4655
かわもと動物病院	伏見区深草町通町24-3	642-1751
京都動物センター病院	伏見区久米町635-2	612-1633
こが動物病院	伏見区東町204-1	602-8800
さくら動物病院	伏見区竹田七瀬川町99	646-4100
さと動物病院	伏見区深草西浦町8丁目115 武一ビル1F	641-1238
ひさだ動物病院	伏見区醍醐西大路町44-12	572-4177
ふしみ大手筋どうぶつ病院	伏見区横大路三栖山城屋敷町108 林屋ビル1F	612-7000
麻美どうぶつ病院	伏見区横大路貴船36	605-6222
向島動物病院	伏見区向島二ノ丸町380-3	603-2255
桃山犬猫病院	伏見区桃山長岡越中北町13	601-3516
桃山の犬猫診療所吉田家畜病院	伏見区桃山長岡越中南町57-1	611-2444
淀動物病院	伏見区淀下津町217-13	631-8898

飼い犬に狂犬病予防注射を 受けさせることができるのは 飼い主のあなたです。

狂犬病は効果的な治療法がなく、
発症するとほぼ100%致死的な病気です。
世界では毎年約55,000人(10分間に1人)が
狂犬病でなくなっており、
感染原因の多くは犬による咬傷です。
飼い犬に狂犬病予防注射をしっかりと受けさせることにより、
効果的に予防できます。



飼い犬について、
*登録すること
*狂犬病予防注射を受けさせること
*鑑札・注射済票を装着させること
が飼い主の義務です。



お問い合わせは裏面記載の最寄りの相談窓口まで



詳しい情報は厚生労働省ホームページ「動物由来感染症を知っていますか？」

<http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/>

飼い主には、狂犬病予防法によって 以下のことが義務づけられています。

① 市に登録すること

登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、
狂犬病が発生したときにまん延を防ぐ第一歩となります。

犬(生後91日以上)を飼い始めてから30日以内に市に登録をしなければなりません。

登録すると「鑑札(かんさつ)」が交付されます。

② 犬に毎年狂犬病の予防注射を受けさせること

犬への予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかることを予防し、
加えて人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、その証明として「注射済票」が交付されます。

③ 犬に鑑札(かんさつ)と注射済票をつけること

「鑑札」はその犬が登録されている犬であること、
「注射済票」はその犬が狂犬病予防注射をきちんと受けていることの証明になります。

これらの違反は、20万円以下の罰金の対象になることがあります。

詳しくは以下の窓口にお問い合わせ下さい。

相談窓口

- | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ● 北 保健センター衛生課 | ☎075-432-1475 | ● 下京保健センター衛生課 | ☎075-371-7298 |
| ● 上京保健センター衛生課 | ☎075-432-3221 | ● 南 保健センター衛生課 | ☎075-681-3578 |
| ● 左京保健センター衛生課 | ☎075-702-1268 | ● 右京保健センター衛生課 | ☎075-861-2187 |
| ● 中京保健センター衛生課 | ☎075-812-2632 | ● 西京保健センター衛生課 | ☎075-392-5690 |
| ● 東山保健センター衛生課 | ☎075-561-9176 | ● 伏見保健センター衛生課 | ☎075-611-1164 |
| ● 山科保健センター衛生課 | ☎075-592-3489 | ● 家庭動物相談所 | ☎075-671-0336 |

🐾 まちなねご活動に関する問い合わせ先

問合せ先	所在地	電話番号
北保健センター	〒603-8165 北区紫野西御所田町56	☎432-1475(直) ☎432-1181(代)
上京保健センター※	〒602-0056 上京区堀川通上立売下る北舟橋町866	☎432-3221
左京保健センター	〒606-8225 左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	☎702-1256(直) ☎702-1000(代)
中京保健センター	〒604-8265 中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	☎812-2633(直) ☎812-0061(代)
東山保健センター	〒605-0862 東山区清水五丁目130-6	☎561-9176(直) ☎561-1191(代)
山科保健センター	〒607-8168 山科区柳辻池尻町14-2	☎592-3489(直) ☎592-3050(代)
下京保健センター	〒600-8216 下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	☎371-7298(直) ☎371-7101(代)
南保健センター	〒601-8441 南区西九条南田町1-3	☎681-3578(直) ☎681-3111(代)
右京保健センター	〒616-8104 右京区太秦下刑部町12	☎861-2187(直) ☎861-1101(代)
西京保健センター	〒615-8083 西京区桂良町1-2	☎392-5690
伏見保健センター	〒612-8062 伏見区鷹匠町39-2	☎611-1164(直) ☎611-1161(代)
家庭動物相談所	〒601-8103 南区上烏羽仏現寺町45	☎671-0336

※上京保健センターは平成27年1月頃移転予定。

京都市では、
京都市動物愛護行動計画に基づき、
「京都市まちなねご活動支援事業」を
平成22年度から実施しています。



COMFORTABLE CITY PLANNING OF PEOPLE AND A CAT?

野良猫を 「まちなねご」に

～人と猫との住みよいまちづくり～



動物愛ランド・京都
マスコットキャラクター

野良猫対策の一環として、人と猫が共生できる社会を目指した「まちなこ活動支援事業」を実施しています。

まちなこ活動とは

「まちなこ活動」とは、地域に暮らす野良猫を、住民の合意のもと、地域のルールに基づいて適切に飼養する活動です。
この活動により、今いる野良猫は避妊去勢手術を施すことで、一代限りの命をまっとうすることができます。
そして、活動を継続することで、野良猫の数は減少していくものと考えられます。

野良猫で困っていませんか？

野良猫で迷惑している

- 糞や尿の臭いで困っている
- 鳴き声がうるさい
- 子猫が増えて困っている
- 食べ残した餌がゴミになってきたない
- ゴミをあさるので困る

かわいそうな猫を助きたい

- 餌を与えたいが猫が増えると困る
- 避妊去勢手術をしたいがお金がかかる
- 飼いたいけど飼えない
- 猫のために何かしたい



みんなの思い...「野良猫を減らしたい！」

まちなこ活動の効果

- 避妊去勢手術により、尿の臭いやさかりの鳴き声の軽減、繁殖の抑制
- 餌やりルールにより、餌の散乱を防止
- トイレ設置により、ふん尿被害の減少
- 地域のコミュニケーションの活性化

長期的には...

- 野良猫の減少、苦情やトラブルの減少
- 動物愛護意識の高揚



まちなこ活動支援事業

野良猫のうち、地域のみなさんが、一定のルールに基づき適切に飼養しているわが町の猫について、京都市では、無料で避妊去勢手術を行います。(手術協力：公益社団法人京都市獣医師会)
手術後は、『まちなこ』として、その地域で世話をしてもらうものです。

- 活動団体を作る。
(世界のことなる地域の方3名以上で)

●町内会等の同意を得る。

●猫の管理方法を決める。
(猫用トイレの管理や猫の生息状況の把握など)
※猫用のトイレや餌を場所等は、ベットの飼育が可能な私有地内に設定してください。

- 保健センターへ届出書、町内会の承諾書等を提出
(受理された日から3年間有効)

- ★保健センターが書類審査と実地調査を実施し、地域の活動が適切かどうかの判断
- ★保健センターによる支援地域の決定

- 地域住民に活動を充分周知したうえで、猫を保護

- 保護した猫の保健センター又は家庭動物相談所への持ち込み

- ★家庭動物相談所で避妊去勢手術を実施
(協力：(公社)京都市獣医師会)

- 手術した猫の保健センター又は家庭動物相談所からの引き取り

- 猫を地域に戻し、みんなで管理する「まちなこ」として地域で世話

まちなこ活動団体の活動内容

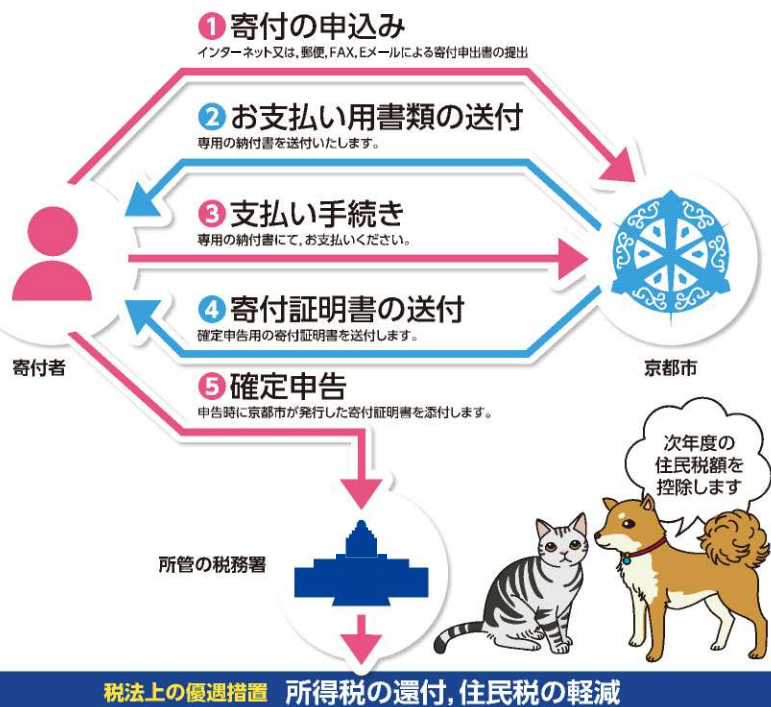
- まちなこ活動の周知
- 地域でのまちなこ活動に関する合意形成
- まちなこの手術のための保護
- まちなこの飼養管理(餌の管理やふんの清掃等)
- 新たな所有者を探す活動
- 飼育猫の適正飼養の普及及び啓発
- まちなこ活動により生じた問題への対応



寄付の申込方法

「寄付申出書」に必要事項を御記入のうえ、郵送、FAX、電子メールで下記の申込先までお申し込みください。
 なお、「寄付申出書」については、市ホームページからダウンロードいただけるほか、郵送、FAXで送付いたしますので、京都市保健医療課(075-222-3429)まで御請求ください。
 ※上記のいずれの場合も、「寄付申出書」を御提出をいただいた後、専用の納付書を郵送いたしますので、納付書に記載されている指定の金融機関にて御入金ください。

京都市 人と動物が共生できるまちづくり基金の仕組み (イメージ図)



《京都市 人と動物が共生できるまちづくり基金の申込・お問い合わせ先》

TEL 075-222-3429 FAX 075-222-3416

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 動物愛護担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

e-mail hokeniryou@city.kyoto.jp



京都市 人と動物が共生できる まちづくり基金の ご案内

京都市では、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、「人と動物が共生できる、うるおいのある豊かな社会」の実現を目的として、平成26年度に「京都市動物愛護センター(仮称)」の設置を予定しています。この度、「京都市動物愛護センター(仮称)」の設置をはじめ、京都市内の動物愛護事業を進めるため、「京都動物愛護事業推進基金(通称:京都市人と動物が共生できるまちづくり基金)」を設置しました。ご協力をお願いします。



皆様と共に築く「全国一の愛護センター」を目指します!!

皆様からの寄付金で実施する事業

京都市動物愛護センター(仮称)の整備

動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、「人と動物とが共生できる、うるおいのある豊かな社会」の実現を目的として、市民や事業者の皆様、更にはボランティアスタッフの方々とともに、「京都市動物愛護センター(仮称)」を設置します。

同センターでは、以下の機能を整備することとしています。

1 ドッグランやふれあい広場の整備

ルールとマナーの遵守のもと、引き綱(リード)を外してペットを運動させたり、遊ばせたりすることができるドッグランや飼い主や動物同士が交流できるふれあい広場を設置します。

2 災害時における動物の保護収容機能の充実

●災害時における動物の保護と収容

災害により失われる命をひとつでも多く救うため、被災地を巡回し、衰弱した動物を探索するなど、動物の保護・収容活動を積極的にを行います。

●被災動物のための救援物資の保管及び配布

被災動物のための食糧や医薬品等の救援物資を保管するとともに、避難所への配布を行います。

●災害時における動物の避難対策に関する啓発

京都市獣医師会や動物愛護団体、動物取扱業者と連携し、災害時における動物の避難対策について周知を行います。

3 夜間動物救急診療所の開設

夜間に発生した動物達の事故や病気の治療に対応することにより、ひとつでも多くの動物の命を救うため、京都市獣医師会と連携し、夜間動物救急診療所を設置します。



4 適正な飼い方の啓発

●「犬猫のしつけ」に関する学習

飼い主が動物の習性等について学び、正しい飼い方を体験できる、「犬猫のしつけ方教室」等を定期的で開催します。また、保育所や学校等の施設においては、出前講座等を開催し、動物愛護精神の普及啓発に努めます。

●「飼い方相談」の窓口

京都市獣医師会や動物愛護団体等と連携し、飼い主が犬猫の飼い方に悩んだ際に、いつでも気軽に相談できる「飼い方相談窓口」を設置します。

●動物の正しい飼い方等に関する情報発信

飼い主の安易な放棄事例等を減少させるために、動物の正しい飼い方や犬猫の殺処分数等に関する情報を提供します。

5 動物の命をつなげる場

●収容動物の健康状態等に配慮した適切な管理

収容した動物については、適度に運動する機会を与えるなど、健康状態に配慮するとともに、必要に応じて害虫や感染症対策等を実施するなど、人やほかの動物に悪影響を及ぼさないよう衛生管理を徹底します。

●収容動物に関する譲渡の推進

一頭でも多くの動物に、新しい飼い主が見つかるように、譲渡犬猫の「譲渡会」を定期的で開催し、出会いの場を提供するとともに、収容動物に対して、新しい飼い主と仲良く暮らせるよう、無駄吠えやトイレ等についてのしつけを行います。

●譲渡希望者への適正・終生飼養に関する指導

新しい飼い主が見つかった動物が、飼い主とはぐれたり、二度と手放されたりすることがないように、譲渡を希望される方に対して、適切な飼い方に関する指導を行います。

6 動物に関する幅広い情報発信

●生活に密着した鳥獣等の対策に関する情報発信

ハトやカラス等による糞害やごみ散乱対策に関する情報など、生活に密着した動物に関する情報を提供します。

●「動物から人にうつる病気」に関する情報発信

狂犬病やオウム病といった「動物から人にうつる病気」に関する情報を提供し、誰にとっても有益な施設を目指します。

ペットの命を 簡単に捨てないで

～ ペットを家族として迎えた時の気持ちを思い出してください～



改正「動物の愛護及び管理に関する法律」が平成25年9月1日から施行され、
動物の飼い主には、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の
責任があることが、法律上明確にされました。このため、次の場合には、
保健所、保健センター等へ犬猫の引取依頼があっても、原則お断りします。

- ① 新たな飼主を探す努力を行っていない場合
- ② 犬猫が老齢又は病気であることを理由とする場合
- ③ 子犬や子猫の引取依頼において、避妊去勢手術等の指示に従わない場合
- ④ 引取りを繰り返し求められた場合
- ⑤ 引っ越し先がペットを飼えない物件である等、飼養が困難であるとは認められない場合
- ⑥ 犬猫の販売業者から引取依頼があった場合

それでも、どうしても飼えない場合は、最寄の京都府各保健所、京都市各保健センター、京都府動物愛護管理センター、京都市家庭動物相談所へご相談ください

愛護動物の遺棄・虐待などは
100万円以下の罰金が科せられることがあります。

犬を飼って いる皆さんへ

犬も家族の一員

避妊・去勢手術で、捨てられる犬をなくしましょう

犬は、年に2回、子犬を生むことができます。あなたが子犬を望んでいないのなら、繁殖を制限して不幸な犬が増えないようにしましょう。

また、犬が飼えなくなったら、新しい飼い主をさがしましょう。

[避妊・去勢手術による効果]

おすすめ

性格が穏やかになり、しつけやすくなる。
尿のマーキングが減少する。

めす犬

発情が解消される。
(発情時の出血、おすすめ犬が寄ってこなくなる。)

犬のからだ
三二知識

- ◎体温 38~39度
- ◎脈 拍/100~130 (1分間)
- ◎呼吸 数/20~30 (1分間)
- ◎年齢 1歳で大人、
15歳で人の80歳程度
- ◎発情 年2回
- ◎妊娠期間/約60日

※避妊・去勢手術については、お近くの動物病院で御相談ください。

マイクロチップを知っていますか？

ペットが突然の迷子、災害、盗難、事故・・・、でも
ペットは住所も名前も言えません。

そんなとき、マイクロチップは確実な身元証明になります。



マイクロチップって？

- ◇マイクロチップとは、直径2mm、長さ8~12mm程度の円筒形の電子標識器具で、獣医さんが専用の道具を使って犬の背中（首のあたりの皮下）に埋め込んで使用します。
- ◇15桁の数字が記録されていて、専用のリーダーで読み取り、データベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主が判明します。

※詳しいことは、お近くの動物病院で御相談ください。

犬を迷子に
しないで...

- 迷子になるのはこんなとき、
- ◎カミナリや花火の音に驚いて・・・
- ◎出かけた先やお散歩中に離れて・・・
- ◎ドアや門のすきまから外に・・・



動物由来感染症に注意！

犬から人に感染する病気のことを知っていますか？
病原体は人に経口感染や経皮感染等で感染します。また、
噛み傷からも感染します。

犬に触った後は必ず手洗いをし、もし咬まれた時は
すぐに傷を石けんで洗い、病院に行きましょう。

犬からの
感染症の例

- ◎レプトスピラ症/犬の尿に排出
経口又は経皮感染
- ◎イヌ回虫症/犬の糞便に排出
経口感染
- ◎パストレルラ症/犬の口の中に常在
咬まれた傷口から感染

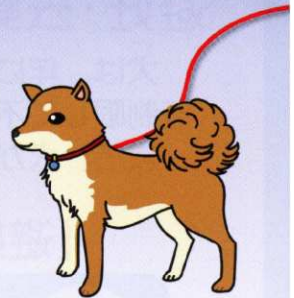
動物を捨てることは法律で禁止されています。

△動物の愛護及び管理に関する法律第44条▽

飼い主さんの義務

～犬の登録・狂犬病予防注射と適正飼養～

『狂犬病予防法』・『動物の愛護及び管理に関する法律』
『動物の飼養管理と愛護に関する条例』に基づき、
次のことを守りましょう。



- 1 生後 91 日以上の子犬は市役所又は町村役場に登録手続きをすること。
- 2 毎年一回、狂犬病予防注射を受けさせること。
- 3 市役所又は町村役場から交付された鑑札・注射済票は、必ず犬につけること。
- 4 犬は常につないでおくこと。
(囲いのない所で放し飼いにしたり、飼い主さんから離れて散歩をさせてはいけません。)
- 5 犬が人に危害を加えたら、すぐに保健所に届出ること。
- 6 適正なしつけを行い、他人に迷惑をかけないこと。
- 7 散歩時には、ふん便により道路、公園等の公共の施設を汚さないこと。
- 8 健康管理を行い、動物を終生、最後まで責任をもって飼うこと。

もし、犬がいなくなったら・・・

警察又は保健所で保護している場合があります。すぐ連絡してください。

犬の飼い方やしつけ方法がよくわからない・・・

保健所の動物愛護管理員に御相談ください。



京都府関係公所名	所在地	電話
生活衛生課動物愛護管理担当	602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町	075-414-4767
動物愛護管理センター	610-1106 京都市西京区大枝沓掛町2-4-5	075-331-1833
乙訓保健所	617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1241
山城北保健所	611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-2912
山城南保健所	619-0214 木津川市木津小字上戸18-1	0774-72-4302
南丹保健所	622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4754
中丹西保健所	620-0055 福知山市篠尾新町一丁目9-1	0773-22-6382
中丹東保健所	624-0906 舞鶴市倉谷村西1-4-9-9	0773-75-1156
丹後保健所	627-8570 京丹後市峰山町丹波8-5-5	0772-62-1361

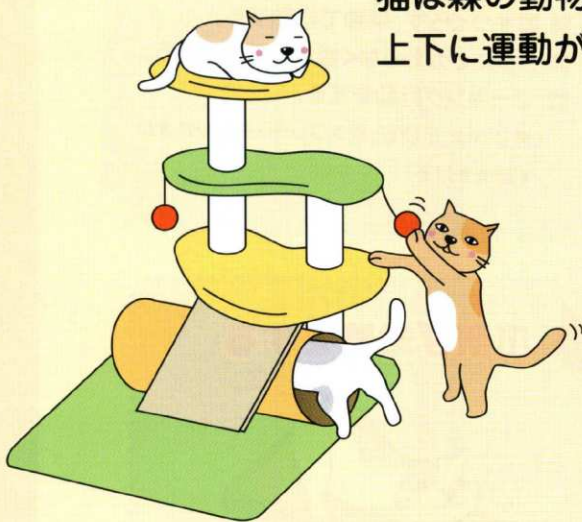
猫との暮らしを考えてみよう

…人と猫、ともに幸せに…



猫を室内で飼ってみませんか!

猫は森の動物といわれており、それほど広い場所を必要とせず、上下に運動ができれば室内でも十分に飼うことができます。



- 1 交通事故に会う
- 2 伝染病にかかる
- 3 ノミ、ダニをもって帰る
- 4 いつの間にか子供ができています
- 5 他人に迷惑をかける

猫を外出させると
こんな可能性が

(よその家で糞や尿をしたり、大切なものを傷つけるなど)

お願い 猫が飼えなくなったら、新しい飼い主を探してください。

こうすれば

室内だけで猫が飼える!

1 立体的な運動ができる場所を設ける

高い場所によじ登る行動は、猫の運動の重要な部分をなしているため、安全で、立体的な運動ができる場所を確保してやる必要があります。また、猫が遊べるような道具を与えたり、外を眺める場所を設けるなどして気を紛らわせることも必要です。



2 トイレのしつけをする

猫のトイレのしつけは、比較的簡単です。子猫の時は、浅いプラスチック・トレーを代用し、大きくなれば市販の猫用トイレを使うと便利です。環境の変化などで、「そそう」をする場合があるので、トイレはいつも清潔にしましょう。





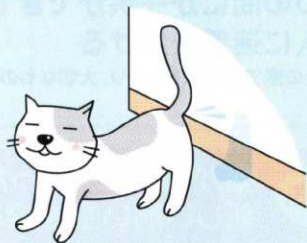
3 不妊・去勢手術をする

不妊・去勢手術の効果

- おすすめ**
- ◎性格が穏やかになり、しつけやすくなる。
 - ◎尿スプレーがほとんどなくなる。

- めす**
- ◎望まない妊娠を防ぐ。
 - ◎異常な鳴き声、おすが寄ってくるなどの発情がなくなる。

※不妊・去勢手術については、お近くの動物病院に御相談ください。



よい猫を育てるための ミニ知識

- 話しかけたり、遊んでやる。
- ブラッシングなどでスキンシップを図る。
- しつけをする。

しつけのポイント

- 1 しかるときは現行犯で。
- 2 しかるときは体罰でなく、猫の目の前で強く拍手するなど、大きな音で驚かす。
- 3 母親が子猫にものを教えるよう穏やかに。
- 4 根気よく何度も行う。

猫のからだ目玉知識

- 体温 / 38~39度
- 脈拍 / 100~130 (1分間)
- 呼吸数 / 20~30 (1分間)
- 発情 / 年3回
- 妊娠期間 / 約63日
- 年齢 / 1歳で大人 (15歳で人の90歳程度)

猫の行動目玉知識

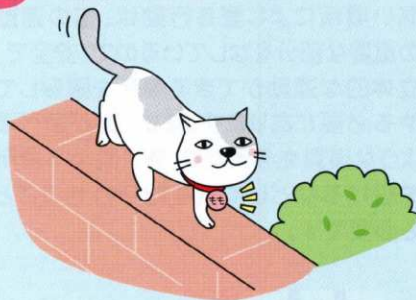
- 群をつくらず、単独で行動する。
- 食欲にかかわらず捕食性行動をする。
- マーキング行動をする。
(擦りつけ、爪研ぎ、尿スプレー(あたりかまわず尿をかける))

4 爪研ぎ対策をする



段ボール、木材、市販品等を準備します。爪研ぎしそうになったら、爪研ぎの場所へ連れて行くと、次第に覚えるようになります。

5 名札をつける



屋外に出てしまったことを考えて名札やマイクロチップを装着する。

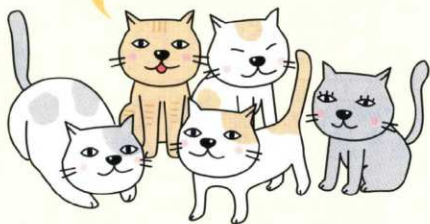
「飼い主のいない猫がおなかを空かせてかわいそう。家では飼えないけど、せめてエサだけはやろうかな」と、お考えの方がいると思います。

猫にエサをやりはじめると…？

1

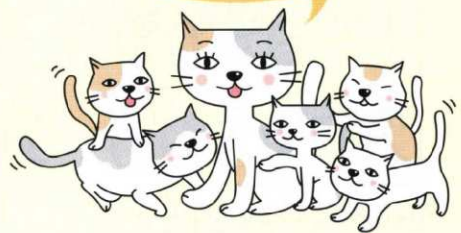
爆発的に数が増えます。

子猫は半年でまた次の子猫を生むようになります。



エサを求めてほかの地域からも猫が集まって来ます。

めす猫1匹は1年に15~20匹の子猫を生みます。



2

迷惑猫になってしまいます。



庭木で爪を研いだり、花壇で遊んだりする。

家に侵入して台所などをあさる。



フン尿の放置で悪臭ブンブン。



ゴミを荒らす。

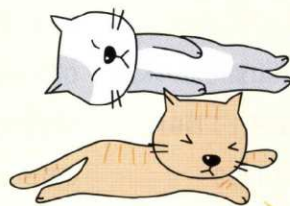


猫ノミが発生する。

3

かえって猫が不幸になることが多いです。

なわばりあらずいでのケガや事故死が絶えない。



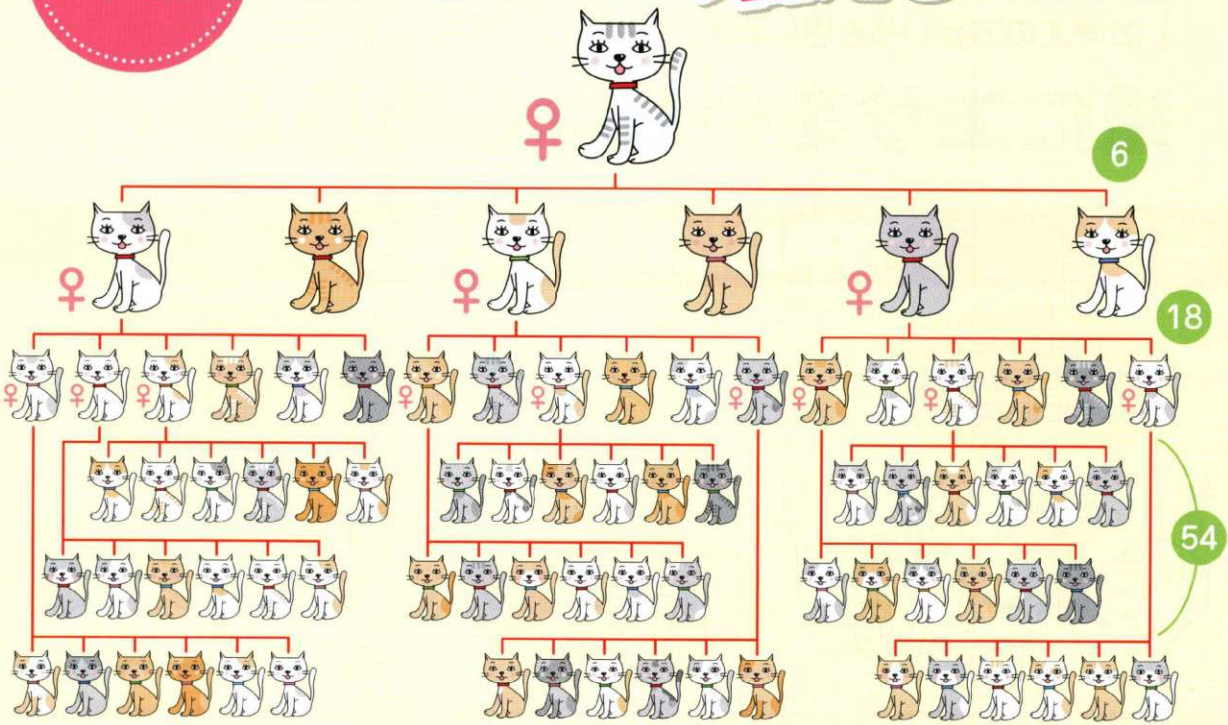
猫同士の間で病気が流行。

猫にとっても住みにくい環境に。



知っていますか？

猫がこんなに増えることを



猫が1回に6匹子猫を産み、その子猫がまた半年後には子猫を産む…と
考えていくと図のように、猫は1年で79匹に増えてしまいます。

- それでも、不妊手術をしませんか？
- それでも、見知らぬ猫にえさだけを与えますか？

京都府関係公所名	所在地	電話
生活衛生課動物愛護管理担当	602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	075-414-4767
動物愛護管理センター	610-1106 京都市西京区大枝沓掛町24-5	075-331-1833
乙訓保健所	617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1241
山城北保健所	611-0021 宇治市宇治若森7-6	0774-21-2912
山城南保健所	619-0214 木津川市木津小字上戸18-1	0774-72-4302
南丹保健所	622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4754
中丹西保健所	620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91	0773-22-6382
中丹東保健所	624-0906 舞鶴市倉谷村西1499	0773-75-1156
丹後保健所	627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-1361

ご注意ください

- 保健所では猫の捕獲は行っていません。
- どうしても飼えなくなった猫は、保健所で引き取ります。
- 動物を捨てることは法律で禁止されています。
(動物の愛護及び管理に関する法律第44条)